

[10]靴下類品質基準(1/3)

1. 表示事項

○:必須

表示事項	適用規格	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 組成	家庭用品品質表示法	表示が適正であること	
取扱表示		表示が適正であること	・表示品に適用
○ 表示者名		表示が適正であること	
はっ水性		表示が適正であること	・表示品に適用
○ サイズ	日本産業規格(JIS)	表示が適正であること	
○ 原産国	不当景品類及び 不当表示防止法	表示が適正であること	
その他の表示		表示が適正であること	

2. 製品検査

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 外観・縫製	—	異常がないこと	
○ 耐洗濯性	取扱表示及び付記用語通り 表示がない場合は、 JIS L 1930 C4M 吊干し	寸法変化率 着用を支障がないこと	・水洗い表示品に適用
		変退色 4級以上	・蛍光増白剤による変退色は判 定から除外(その旨付記する)
		色泣き 目立たないこと	
○ 繰返し5回洗濯	JIS L 1930 C4M 吊干し	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・水洗い表示品で、特殊プリント・ 特殊素材を使用した製品に適用
耐ドライクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一 般商業ドライクリーニングによる)	寸法変化率 着用を支障がないこと	・水洗い不可、ドライクリーニング可表 示製品に適用
		変退色 4級以上	
		色泣き 目立たないこと	
繰返し3回ドライクリーニング	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一 般商業ドライクリーニングによる)	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・ドライクリーニング表示品で、特殊プ リント・特殊素材を使用した製品 に適用
○ 耐ウェットクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一 般商業ウェットクリーニングによる)	耐洗濯性と同様	・水洗い不可、ドライクリーニング不 可、ウェットクリーニング可表示製品に 適用

[10]靴下類品質基準(2/3)

3. 素材確認

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
混用率 (繊維、素材鑑別)	JIS L 1030 他	—	・組成表示がある場合は、組成表示に適合していること

4. 染色堅ろう度

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
耐光	JIS L 0842 第3露光法	3級以上	・蛍光増白剤の影響による黄変、白場は判定から除外
○ 洗濯	JIS L 0844 A-2号 (毛・絹・アセテート:A-1号)	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・水洗い表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・デニム:変退色3-4級以上、汚染2-3級以上
○ 汗	JIS L 0848	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・毛・絹素材:汚染2-3級以上 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
○ 摩擦	JIS L 0849 II形	乾燥 3-4級以上 湿潤 2-3級以上	・デニム、起毛品、特殊プリント、フロック加工品:乾燥3級以上、湿潤1-2級以上 ・セルロース系繊維素材の濃色:湿潤2級以上
汗・耐光	JIS L 0888 B法 JIS汗液	変退色 3級以上	
ドライクリーニング	JIS L 0860 A-1号、B-1号 取扱表示による	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・ドライクリーニング表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
洗液汚染	大丸法	汚染 3級以上	・洗濯、ドライクリーニングに適用
酸素系漂白剤	JIS L 0889	変退色 4級以上	・表示品に適用
塩素処理水	JIS L 0884 A法	変退色 3-4級以上	・セルロース系繊維素材に適用
水	JIS L 0846	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・()内は、濃淡組合せ品に適用
色泣き	大丸法 I法 (絹:II法)	汚染 4-5級以上	・濃淡組合せ品に適用
ホットプレッシング	JIS L 0850 B法湿潤弱	変退色 4級以上 汚染 4級以上	
窒素酸化物	JIS L 0855 弱試験	変退色 4級以上	
イエローイング	コートルズ法	汚染 3-4級以上	
昇華	JIS L 0854	変退色 4級以上 汚染 4級以上	・ポリエステル素材に適用
水滴下	JIS L 0853	変退色 4級以上	・毛、絹及びレーヨン等の再生繊維素材に適用

[10]靴下類品質基準(3/3)

5. 物性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
破裂強さ	JIS L 1096 ミューレン形法	400kPa以上	・ポリウレタン等の弾性系使用品は判定より除外
ピリング	JIS L 1076 A法	3級(2)以上	・()内は、合繊混、獣毛混に適用 ・起毛品は判定より除外
毛羽付着	QTEC法	3級以上	・起毛品に適用
		2.5級以上	・獣毛混に適用
摩耗強さ	JIS L 1096 ユニホーム形法 摩擦子 スチールブレード 引張荷重11.1N 押圧荷重44.5N	ビジネスソックス 1,000回以上 その他 500回以上	・靴下に適用

6. 安全性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ ホルムアルデヒド	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	乳幼児 0.05以下	・全色、パーツ別にて実施
		一般用 75µg/g以下	・代表1色パーツ込みにて実施
特定芳香族アミン	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	30µg/g以下	
pH	JIS L1096 A法	4.0~7.5	
蛍光増白剤	ブラックライト照射	蛍光反応がないこと	・乳幼児品に適用